

## 平塚市消費者啓発物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市（以下「市」という。）が所有する消費者啓発物品（以下「物品」という。）を貸し出す場合の取扱いについて定めるものである。

(貸出しする物品)

- (1) 消費者啓発パネル
- (2) DVD
- (3) 図書及び啓発資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が貸し出すことが適当と認めるもの

第2条

(貸出対象者)

第3条 平塚市民、消費生活に関連する団体等

(利用目的)

第4条 消費生活に関する啓発・教育のための掲示、イベント及び講座等における利用に限る。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その利用は認められない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められるとき
- (4) 営利目的の活動に配布するものと認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が利用について不適當であると認めるとき

(貸出期間)

第5条 原則として2週間以内で利用のために必要な期間とする。

(貸出しの申込手続)

第6条 物品の貸出しを希望する者（以下「借用者」という。）は、あらかじめ電話等で予約し、平塚市消費者啓発物品貸出申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、市に提出するものとする。ただし、希望する物品が重複した場合は、市で必要な調整を行うものとする。

(申込書による管理)

第7条 市は、物品の貸出しを行った場合は、借用者から提出された当該事業の「申

込書」の写しを借用者に渡し、その原本をもって記録整理しておくものとする。

(貸出し申し込みの取消)

第8条 市は、借用者がこの要領に定める事項を遵守しなかったときは、その申込みを取り消すものとする。この場合、借用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(貸出しに伴う費用)

第9条 物品の貸出しは、無料とする。なお、物品の貸出しに伴う搬入及び搬出に要する費用並びに利用に当たって必要な一切の費用は、借用者の負担とする。

(紛失・破損)

第10条 貸出期間中の物品の管理責任は、借用者にあるものとする。借用者は、物品を紛失し、若しくは破損した場合、又は盗難された場合は、直ちに市に連絡するものとする。紛失等が、借用者の故意又は過失によるものと認められる場合は、市の指示により借用者が修理、弁償等を行うこととする。

(著作権)

第11条 借用者は、物品の著作権を侵害してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、物品の貸出しについて必要な事項は、市が決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。